

貨物自動車運送事業法第 24 条の 3 及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 8 に基づき、
当社の「輸送の安全」に係る事項を下記の通り公表する。

令和 5 年 6 月 30 日
日ノ丸西濃運輸株式会社

- 輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況
 - ① 安全方針
「物流を超えて、お客様に喜んで頂ける最高のサービスを常に提供し、国家社会に貢献する。
企業市民として常に交通安全を心がけ、環境問題にも積極的に取組む姿勢を基本とする」
 - ② 基本目標
全社員に対する継続的かつ計画的な指導並びに安全活動の実施で、『車両事故ゼロ』
 - ③ 達成状況 令和 4 年度《令和 5 年 3 月末現在》
9 事業所中、2 事業所達成、対象社員 447 名
事故に関する統計（自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故）
令和 4 年度（0 件）
- 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置
 - 1. 全事業所との安全推進会議にて安全の取組みを PDCA サイクルで実施（四半期毎）
 - 2. 危険予知トレーニングの実施及びヒヤリハット情報の共有（毎月）
 - 3. 乗務前のアルコール検知器による確認と運行管理者による点呼時の安全指導
 - 4. 西濃輸送グループ事故ゼロ運動「カンガルー運動の展開」（10 月実施）
 - 5. 運転記録証明書による安全指導
 - 6. ドライブレコーダー及びデジタコ記録による乗務員への指導（路線乗務員）
 - 7. 新人ドライバーの本社研修実施
 - 8. 適性診断受診後の診断結果に基づいた面談指導
- 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
 - ※ 事故発生に対しては、社内所定の報告書により本社業務部に連絡し
その情報については各事業所に情報として発信、安全教育教材として活用
 - ※ 組織体制は、安全管理規程内に記載
- 輸送の安全に関する教育および研修計画
 - ※ 年間計画に基づく安全教育の店所実施（月毎のテーマにて取り組み実施）
- 輸送の安全に係る内部監査の結果と、それに基づき講じた措置と講じようとする措置内容
 - ① 内部監査の実施状況 令和 4 年度（3 月末現在）
 - ※ 対象事業所 9（通常監査 9、フォロー監査 0）
 - ② 結果に対する措置
 - ※ 明らかとなった課題に対し、継続的是正措置並びに予防措置の実施
- 安全統括管理者
常務取締役 森本 幸久
- [安全管理規程](#)